

朝鮮学校を支援する人びととは誰か 民族性と住民性という視点に着目して

山本 崇 記
(静岡大学)

1. 「両側から超える」は時代遅れか

1-1 部落問題の文脈

「両側から超える」。この言葉は既に時代遅れになってしまったのであろうか。部落問題に関わってきた人であれば、この言葉はよく耳にしてきたと思う。『同和はこわい考——地対協を批判する』(1987年)を著した藤田敬一と、藤田を徹底して批判した部落解放同盟中央本部。多くの社会学者は後者の側についた(山本 2007)。とはいえ、意外にも、藤田に対して「敵の論理」とまで言い放った運動体の地方組織でもある奈良県連合会は、1993年からこの「両側から超える」というフレーズを用い、運動方針に掲げてきたのである。その具体化が求められていたが、ようやく2013年になって検討の場が持たれるようになり、筆者も当時、その作業に参加させて頂いた。その成果は『「両側から超える」——部落差別撤廃をめざして』と題された小冊子として発行された(2015年)。この「両側から超えるテキスト」とも呼ばれる同書をどう読んだか。続編とも言うべき図書『「両側から超える」をめぐって』も発行されている(2016年)。

『同和はこわい考』が発行されたのが1987年であるから、その直後となる1990年代前半に、奈良県連合会が「両側から超える」を方針の軸に据えていたことは意外であった。「両側から超える」とはつまり、部落出身者(当事者)と非部落出身者(非当事者)が互いに自らを批判的に捉え反省的に行動する中で、より高次の連帯・共同を実現していこうという考え方であると言える。部落解放同盟の運動スタイルである糾弾闘争などが、一般市民社会に「同和はこわい」という印象を与えているため¹⁾、運動内部においても自らの在り方を批判的に捉え、それでいて国家や政府、マジョリティの論理に絡めとられない運動スタイルの刷新に着手すべきだ。藤田の主張はこのようにまとめられるだろうか。当時、京都部落史研究所の所長であった師岡佑行も藤田を支持した。今では、藤田の主張に賛同する運動団体や研究者は少なくない。歴

史的には、30年経ってみて、藤田の議論に説得力があったということかもしれない。

ところで、その後に社会学を含めた当事者研究やマイノリティ研究が辿ってきた道は、属性やアイデンティティの単一性ではなく複合性への視点であったと言える。「複合差別」や「重層差別」に注目が集まってきたように思われる。人間存在を、被差別者と差別者に安易には分類することはできないという考え方である。つまり、両側としての「こちら」(被差別者)と「あちら」(差別者)という立場性(ポジショナリティ)を本質主義的に指定することはできないということである。もちろん、立場性をその都度、ケースバイケースに確かめながら、関係を形成し、連帯や共同を形成していくことは重要であるが、今世紀になって発刊された上述の両側から超える「テキスト」においては、その点があまり踏まえられていない。課題設定の先進性(1990年代前半)と後進性(2010年代)を強く感じる作業でもあった。

1-2 朝鮮学校支援をめぐる文脈

以上の文脈を確認しつつ、本章では、日本に立地する在日朝鮮人児童のために展開している朝鮮学校をめぐる事例を取り上げてみたい。特に、朝鮮学校が高校無償化制度からの排除や自治体での補助金停止、さらに、ヘイトスピーチのターゲットになる中で、マジョリティである日本人「支援者」の存在位置を改めて検討の遡上にのせてみたい。そのうえで、第一に、彼ら/彼女らがどのような志向性や特徴を持っているのか、第二に、朝鮮学校関係者(当事者)との間にどのような関係性やコミュニケーションが成立しているのか、について検討することを本章の目的としたい。

「両側から超える」とは、元々、詩人・金時鐘から発せられたものである。部落問題の文脈の中で有名になった言葉であるが、元々は、朝鮮人と日本人の関係性を考える際の視点であった。在日朝鮮人→在日韓国・朝鮮人→在日コリアン…といった言葉の変遷の中で、朝鮮人側の当事者性の複層性が指摘されるようになり、また、それ

は生き方やアイデンティティといった形を通して表してもきた。その中で、最もリジッドな朝鮮人性を主体化しようとする教育運動組織こそが朝鮮学校であり、その主体形成に当てはまらない者たちは、名前や言語、文化やルーツとの距離感も様々に分岐させ、何が正解なのか、正しい朝鮮人とは何か、という問いそのものの有効性を換骨奪胎させてきた。そして、それを「同化」の結果とはみなさない。まさに、朝鮮人の多様性を承認するということを意味していた。

重層的な差別構造への視点（朝鮮人女性、朝鮮人障害者、朝鮮人同性愛者、朝鮮人被爆者、朝鮮人ハンセン病患者）からも相対化されてきたし、複合的な差別構造への視点（日本人女性、日本人障害者、日本人同性愛者、日本人被爆者、日本人ハンセン病患者）からも相対化されてきたと言える。そのことにより、朝鮮人と日本人、という単純な関係性の図式は、まさに時代遅れになってしまったように思える。日本人性（マジョリティ性）に固執することもまた、朝鮮人性の正当性を陰陽に補完・強化してしまうことへの気付きが、この流れを加速させてきたようにも思われる。このような流れの中で、国民国家論や戦後責任論争も展開してきた。

しかし、日本社会における朝鮮人差別はなくなるどころか、ますます強まっているように思われる。特に、ヘイトスピーチ現象との関係から言えば、「北朝鮮－朝鮮総連－朝鮮学校」は、差別・排除されても仕方がない、というムードが強くなっている。また、日本社会における「北朝鮮」フォビアは、在日社会の中にも根を張っている。朝鮮人性の相対化とこのフォビアが合流し、朝鮮学校を支援する日本人もまた、ある意味でのアナクロニズムと自己満足に陥った人々、という印象が強いのである。

無償化裁判が始まり、全国の支援組織の姿をいろいろな場面で垣間見るようになった。まさに、このアナクロニズムともいうべき古典的な姿があちこちで見られるのも確かではある。だからこそ、京都における京都朝鮮第一初級学校襲撃事件裁判（2010～2014年）では、こういった姿から極力離れることを試みた。本章では特にこの裁判支援とその周辺で見られた朝鮮人と日本人の関係性に焦点を当て、その共同性のあり方に含まれる従来性・新規性を整理、検討してみるつもりである。既に、『PACE』第9号（2014年12月）に掲載した拙稿「差別に抗する集団性と地域社会——京都朝鮮学校事件裁判の〈総括〉のために」の続編とも言える。当時は、「京都朝鮮学校襲撃事件裁判を支援する会〈こるむ〉」の事務局の立場であったことを意識したが、既に、そこから3年以

上を過ぎる中で、同会も解散していることから、時期的にも許されるものとして、本章を執筆したことをお断りしておきたい²⁾。

2. 民族性と住民性の距離

在日朝鮮人と日本人の共同、あるいは、連帯の形は様々な形で追求されてきた。戦後に関してもっとも代表的なエポックは、日本共産党と朝鮮総連の分岐のあった1955年に見出すことが可能であるだろう。そこでは、共産党の指導下で朝鮮人も日本人も一緒になってアメリカ帝国主義と日本独占資本を撃つものとされていた。もちろん、大きな政治的な流れはそのようなものであったとしても、総連や民団に組織され（きら）ない朝鮮人と、共産党に組織され（きら）ない日本人の集団性や共同性は、地域における住民運動や都市下層社会における日雇労働運動などの中で培われてきた。1960年代から70年代においても同様である。そこでは、当事者性を共有しながら形作られてきた集団性・共同性があった。筆者は、これを地域社会の中で培われる「住民性」と定義したことがある。この概念は未成熟のものであり、検証していく必要はあるが、これが京都朝鮮第一初級学校が誕生し京都の朝鮮人コミュニティが最も厚く存在している京都市南区に位置する東九条地域の中に脈々と受け継がれているものなのである。特に、被差別部落出身者（日本人）と在日朝鮮人の関係性の中に、この点が見いだされた（山本 2012）。

しかし一方で、朝鮮人と日本人の厳密な境界線、あるいは、互いの立場を尊重した関係性を乗り越える際の葛藤や相克もドラマティックに存在し、語られ、参照され続けている。筆者自身は、このようなリジッドな物語に最も親近性を持った朝鮮学校支援運動とは距離を保ってきた（2004年～2010年）。それはちょうど、「民族学校出身者の受験資格を求める連絡協議会」（民受連）の勝利集会（2003年）を境にしていた。制度と地域の中に張り巡らされた政治的・社会的な権力・差別にラディカルに抵抗するのは、「住民性」と考えていた。朝鮮学校の裁判支援運動とは、「住民性」による朝鮮人と日本人の共約関係からは著しく離れているように思っていた。

具体的に言えば、この裁判支援組織のコア層は10名程度であったが（後述）、全員を日本人支援者にしないことを徹底したことである。朝鮮学校支援は、朝鮮人性を帯びる多様な担い手にも関わってもらう必要があり、既に、学生・青年たちの中にはそういった芽が豊かに育ってい

た（京都の場合）。これは、1980年以降に生まれた世代に顕著に見られた特徴である。さらに、学校関係者を支援組織の代表世話人に置いたこと、また、朝鮮学校側のニーズを民族組織だけから得ることはしないということである。この二つを支援組織の論理とした。つまり、支援者は日本人、被支援者は朝鮮人という図式を壊し、多様な担い手に関われるような集団性・共同性へのアプローチと、組織や集団に立脚するだけでなく、個人に焦点を当てた集団性・共同性へのアプローチと言える。これらは従来の朝鮮学校支援に対する批判的な問題意識から生じたことである。このように考えると、良い意味で、従来から長く続く朝鮮学校の支援運動（朝鮮学校を支える会・京滋）と距離を置いていたからこそ、可能になったことであると言える。

加えて、民族教育を守り発展させていく場として、地域社会の重要性を痛感し始め、民族教育をその舞台である地域社会に埋め込むというプロジェクトとして位置付けることができるのではないかと考えた。この点は、京都事件の重要な証拠書類となった『「語られないもの」としての朝鮮学校——在日民族教育とアイデンティティ・ポリティクス』（岩波書店、2010年）の著書がある宋基燦の指摘を通して、改めて確信を得た³⁾。「柔軟でしなやかなアイデンティティ」（金泰永）からは最も遠いとされてきた朝鮮学校の実践共同体（演技舞台）でこそ、子どもたち一人一人のアイデンティティ・マネジメントの力を養う民族教育と日本社会の関わりの可能性が見いだせるのではないか。民族性と個の多様性を担保する教育空間という再定義である。

3. 社会運動活性化の中での新たな架橋

近年、全国各地でヘイトスピーチと呼ばれる民族的憎悪に基づいた街宣活動が続いてきた。それに対抗して「カウンター」と呼ばれる社会運動が活発に取り組みされた。「在日特権を許さない市民の会」（在特会）ら「行動する保守」を自称する人々が、自分たちから差異化するところの「歴史教科書を作る会」等の運動が活発になり始めた頃（1990年代後半から2000年代初頭）、社会運動は徹底して停滞し、倦怠感が漂っていた。旧来の団体主義や党派主義的な運動スタイルはマンネリズムを強め、化石となりつつ、浮上する道を見いだせないでいたように思われる。

社会運動について言及したり、ましてや、社会運動に取り組み人々は、旧時代の人々のように見られていたか、

もしくは、無視しても差し支えない程度の存在であった。特に、1990年代後半、国旗国歌法、周辺事態法、日米ガイドラインなどに端を発する「右傾化」に抗する反戦・平和運動はそのように見られていたように思う。戦後補償問題に端的に見られるように、「従軍慰安婦」や「南京大虐殺」に関する歴史認識をめぐる攻防もあったが、社会的な盛り上がりには至らなかったように思う。

2001年の9.11以降、事態は少しずつ変化していった。平和運動をはじめとする社会運動に新たな気運が芽生え、格差社会の中で反貧困を掲げる労働運動や市民運動も活性化し始めた。「サウンドデモ」のような街頭行動の新たなパターンも登場し、「パレード」や「フライヤー」などの用語の登場も含めて、行動スタイルの刷新が模索されていく。社会運動の中で最も旧態依然とされてきた平和運動や労働運動も再活性化してきたのである。直近であれば、「SEALDs」や「反貧困ネットワーク」などを想起することができる。従来からの活動家もいれば、まったく新しい担い手もあり、社会的な行動に出ることへのハードルは確実に下がったと言えるだろう。

これらの背景にあるのは、それまでの社会運動の総括や作風、課題克服などのコンテクストに引きずられることなく展開されていったということである。それは、後述するカウンター運動にもみられる特徴の一つであるという意味で、2000年代以降の社会運動の停滞の底打ちを経たうえでの現象ではないか。まさに、この社会運動の流れの中に、カウンター運動が存在し、関西圏では特に、京都事件への支援活動へと接合していった。そのつなぎ役には、「排外主義とたたかうネットワーク関西 ACAN KANSAI」（2009年10月10日結成）という実にクラシカルな団体の存在がいたことも忘れることはできない⁴⁾。

4. カウンター以前と以後の集団性・共同性

2009年6月13日の在特会らによる京都での初の街宣行為に対して取り組まれた行動（以下、「6.13」と略す）は、若年非正規労働者の組合員（ユニオンぼちぼち）や多様なマイノリティ運動に取り組む者、また、学生運動を経験した者たちが雑多に集まってなされた。現在のカウンターのメンバーとは重ならない。それは、単に構成員が重ならないだけでなく、行動形態も異なっていた。

カウンターの現場で恒常的に見られるようになった、街宣行為そのものを無効化してしまうような方法は、いわばヘイトスピーチが街中に拡散されないようにすると

いう効果だけでなく、行動そのものを無意味化してしまうようなところもある。また、デモに出発する前に、寝転んだり、立ちはだかったりすることは、事実上、差別表現を自らの身体をもって押し込めるようなものと言える。相手が警察や軍隊であれば、「反権力」の直接行動とも言えるかもしれないが、民事レベルで価値観の異なるものがぶつかり合うという点で、直接的な「抵抗」とは言えない。しかし、差別者を弾劾するという意味では「糾弾」と言えるだろう。

確かに、カウンターは反レイシズムであり、反差別であることには間違いはないのだが、警察権力による取締を要請し、国や自治体レベルでの法や条例に基づく権力介入を要請するという点で、カウンターは反権力闘争や抵抗ではない。とはいっても、朝鮮学校の裁判も、司法という権力の場には是非の判断を委ねた闘いであったため、マジョリティの価値観や制度化された差別に抗しているとはいっても、「反権力」と言えるかどうかは疑問が残る。

ここで思い至るのは、既に、国家や行政による積極的介入を通じて差別を解消、是正させようとしてきた部落解放運動が、狭山闘争に代表される反権力闘争を一つの軸に据えつつも、極めて法や制度を指向するきらいがあったことである。それに対して、そこまで明示的ではないにしても、カウンターの現場においても、ヘイトスピーチやヘイトクライム規制を目的とした法や制度が(積極的に)欲されているという点で、類似性を認めることができるのではないか。そのリスクはとてつもなく大きい。

6.13の行動は、警察権力に対する強い不信感と警戒感を持っていたがゆえに、行動の直接性と権力的介入に対して、一定の距離を維持した「組織された」行動であった。カウンターの行動は、ネットワークングツールにおいて、在特会らと同様、SNSを中心としている。その点で、既に、情報は拡散的であるが、それが過剰に発信されており、さらに多数のウォッチャーを、オンライン・オフラインで双方に出入りさせ、実に非組織的、非固定的な集団性・共同性に支えられている。それは、支援者と被支援者の関係をも横断しているときがあり、実に新規性がある。

5. 朝鮮学校裁判支援の集団性

朝鮮学校の裁判支援の集団性・共同性という点ではどうか。2010年3月28日(以下、「3.28」と略す)、在特会

らによる三度目の朝鮮学校襲撃の折、学校周辺200メートル以内での街宣禁止の仮処分が出ていたにも関わらず、そのラインを超えて押し寄せる街宣行為に対して、最も強力に応じたのは民族団体の青年たちであった。朝鮮学校裁判においても、朝鮮人の民族団体は主要な役割を担うことになる。民族差別に対して徹底して抗する組織的且つ持続的な力がある。

朝鮮学校裁判において、最も重視されたのは「安心」や「安全」であり、学校生活の日常化や地域社会との関係修復であった。地域社会との関係修復については、ヘイトクライムにより徹底して破壊されてしまい、裁判においても、ほとんど顧みられない問題点として残っている⁵⁾。相手は在特会ではない、そのような闘いのために裁判をしているのではないという共通理解は、特に保護者(オモニ会)の中で度々確認された。その意味で、カウンター行動の指向性との距離があった。とはいえ、関西のカウンターの特徴として、朝鮮学校裁判支援とのつながりという点が何度も強調され、往來があったことも注記しておかねばならない。

裁判支援運動においては、「排外主義とたたかうネットワーク関西 ACAN KANSAI」との連携を通じて在特会ら被告側に直接的に対応したものの、朝鮮学校関係者の思いに即することが最優先され、あくまで、被害の実態とヘイトスピーチの害悪を訴え、民族教育の重要性を訴えることで、再び、学校の「日常」が取り戻されるようにするという点に主眼が置かれた。

2013年になって在特会らの行動(ヘイトスピーチ)が再活性化してくるのに比例して、カウンターの行動が全国的に取り組みられるようになり、「友だち守る団」や「仲良くしようぜパレード」なども現れ、新聞各紙や研究者、ジャーナリストも含めて、再び京都の裁判に関心が向けられていく。このカウンターの構成には、朝鮮人と日本人が共に行動の担い手となっていた関西圏の特徴が見出され、非常に興味深いものであった。

多くの証言があるように、第一回の裁判期日(2010年9月16日)を終えて京都弁護士会で実施した支援集会は、支援組織の結成を打診されてから一か月にも満たない準備期間を経て、慌ただしい中で開催したものであった。その時点で、朝鮮学校関係者にとって、原告であるにもかかわらず、傍聴行動は、自主的な判断で参加する／しないを決める類のものであり、関係者をあげて取り組むべきものとは位置付けられていなかった。その後も、原告の姿は、実に見えにくいものであった。既に、民事訴訟にふみきった2010年6月の時点で、弁護団に97名の弁

護士が集っていたこともあり、支援組織の結成は実に容易に進めることができると考えていた。

しかし、そうではなかった。単に時間がないだけでなく、本来最前線に立つはずの当事者の姿がなく、代理人と支援者のみという歪な形でスタートした。それでもなお、進まざるを得ない、あるいは、進むことができたのは、保護者（当時、アボジ会副会長）であると同時に法律の専門家でもある金尚均の存在が決定的に大きかった。そして、支援組織の共同代表に当事者性を持った人に入ってもらうことが決定的に重要だと考えた。加えて、弁護士と支援組織は密な関係にならなければならないため、支援組織の共同代表として弁護士（上瀧浩子）に加わってもらった。支援組織を呼びかけた人物であるため、これは必然の判断であった。そして、朝鮮学校支援において既に京都においては先行し拠り所となっていた学者などに共同代表を依頼し、支援運動を形成したのである（図1）。

既に上述したが、支援者（日本人）と原告・当事者（朝鮮人）という分け方は適当ではないと考えた。朝鮮人の存在性やアイデンティティは実に多様化している。朝鮮学校と縁のない朝鮮人も多い。それでもなお、この裁判のために尽力したいと考えている朝鮮人やダブルの青年層にも加わってもらい、日本社会・日本人責任論に陥らず、互いの立場性を意識しつつも、信頼関係の形成を通じて、相互に遠慮のない議論のうで組織論・運動論を構築することを目指した。それは、朝鮮学校関係者の思いに徹底して即したものにするためにも必要なことであった。そのため、さらに重要な存在としてオモニ会の参画を求めたことである。そして、事件当時の第一初級学校のオモニ会会長（朴貞任）の存在に出会うことがで

きた。彼女の働きかけによって、四年以上にわたる裁判闘争には、常にオモニ会の存在（思い）を感じないときはない程、大きなプレゼンスを発揮することになった。

このような組織論は、おそらく、最も徹底して朝鮮人性にこだわる民族組織との関係においては、「イレギュラー」であったかもしれない。日本人も朝鮮人も関係なく、「友だち」として、「仲間」として一緒に闘いましょう、という論理ではない。あくまで、厳然たる当事者性や立場性の違いがある。とはいえ、そこに留まらない組織論、運動論のためには、それを超え出ていくような集団性、共同性を形作ることなしには難しい。

その点で、従来の朝鮮学校支援に携わる「良識的な日本人」という枠組みには収まらない支援者の集団でもあったと言える。かといって、朝鮮人と日本人の関係性を安易に「友だち」「仲間」という形で飛び越えることもしない。原則的な日本人責任論を引き受ける古参の活動家たちや同じ気持ちを共有する誠実な青年たちがおり、加えて、民族組織や朝鮮半島情勢（朝鮮民主主義人民共和国の政治体制）に厳しい目を向ける者もいる中で、共同が可能となったのは、事件の深刻さと緊急事態性という偶然的な文脈があったからでもある⁶⁾。

6. 地域社会の論理

もう一つ、考えたいのは、2010年3月28日の在特会らによる三度目の朝鮮学校襲撃である。東九条地域の北東部の児童公園を出発点として集会、デモが計画されていることに対して、比較的早い段階で相談・協議の場を持ち、対抗に向けた準備を整えてきた。特に、東九条北東部でまちづくりや市民運動に携わる人たち、施設関係

属性	役割
弁護士（若干名）	弁護士との連絡
共同代表兼アボジ会役員（刑法学者）	法学的助言など
オモニ会役員（複数名）	保護者との連絡
民族組織（1名）	朝鮮学園との連絡
日本人活動家（3名）	事務機能及び防衛
在日企業家（1名）	事務機能及び防衛
在日コリアン（ダブル）学生（2名）	事務機能
日本人学生（1名）	事務機能
日本人青年活動家（6名）	事務機能・組織統括
その他	その他サポート

図1 京都朝鮮学校襲撃事件裁判を支援する会事務局の構造

者で、勉強会や対策を重ね、住民向けに全戸配布で注意を呼びかけた。そこでは、在特会らの行動が「これまで積み重ねてきた『共に生きる地域をつくる』ことを壊すものであり」「絶対挑発には乗らず、毅然たる態度を取りましょう。私たちも彼らの行動を監視します」とされた⁷⁾。当日の警察との対応、防衛も徹底し、須原通沿いを行進するという公安委員会の決定（許可）を現場対応で変更させ、河原町通を行進させるに至った。

その後、「安心・安全の東九条を求める要望書」を、京都府警に提出する署名活動を行い、2010年4月30日には、「在特会らによる人権侵害から東九条を守る集い」を京都テルサで実施し、100人以上の住民が集まる集会となった⁸⁾。この推進団体は既に「自然消滅」していると言ってよいが、瞬間的に出来上がった枠組みとしては、これまでの東九条運動史において、多様性と行動性を担保した最良の部分であったと言える（権力の介入を要請するという問題は決定的に残るが）。また、要望事項として、『在日特権を許さない市民の会』による東九条地域での『集団行進及び集団示威運動に関する条例』及び『道路法』に基づく集会・行進の申請等を許可せず、その行動を厳正に取り締まること⁹⁾が挙げられている。この取り組みが、朝鮮学校裁判と共に継続的に取り組まれていたら、現在とは違った展開になったかもしれない。地域社会の中では、「喉元過ぎれば」という諺のように、危機感は急速に収束してく⁹⁾。その後、東九条地域での捉え直しの作業は、実に遅い動き出しであったし、不十分なままである。

鶴橋や新大久保、川崎のように、断続的に地域社会からヘイトスピーチに抗する取組を進めるほどにまで発展させることができなかつたことは厳然たる事実としてある。東九条地域では「多文化共生」の事業が、文化や福祉、教育を通じて、脈々と取り組まれてはいる。しかし、東九条地域で誕生した京都朝鮮第一初級学校という存在がコミュニティから失われてしまっていた。誤解を恐れずに言えば、それくらいに「鈍感」とさえ言える状況にまで、市民社会化（≒保守化）した状況が東九条地域に広がっていたのではないかと。明示的には応酬しないという戦略的に選び取られた「地域の論理」があるとも言えるが、裏を返せば、地域社会に必然的に備わった「限界」でもあると言える。

既に、地裁判決を経た中間的な報告を簡単に記したが（山本 2013）、朝鮮学校と勤進橋児童公園を含めたコミュニティの中で連綿と形成されてきた関係性が破壊されてしまった。いや、正確に言えば、事件後においても

修復可能であったにも関わらず関係性が壊れていくことに介入し切れなかった。公園の「不法占拠」などではなく、それほどまでに、地域社会の中で朝鮮学校の存在は肯定的に認知されていた。もちろん、どの学校でも、近隣との関係とは神経質になるものである。その程度の「トラブル」や「緊張」は日常茶飯事である。それが、修復の機会を与えられず、あるいは、介入することができず、第一初級学校と第三初級学校（北区）の統合（2012年4月）、新校舎の建設・開校（2013年4月）という方向性へと引っ張られていくことに、結果的に至ってしまったことには、実に大きな反省点があったと言える。そこには、朝鮮人と日本人という立場の尊重を、私たちも選ばざるを得なかつた「限界」であったと思われる。つまり、その点に介入するには「内政不干渉」では不十分だったのである。

7. 地域社会との再接続に向けて

2016年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が成立した。その前文には以下のように記されている。

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。（傍点は筆者）

そのことは、京都市伏見区醍醐地域に移転・開校する際に朝鮮学校が地域社会への理解を求め、痛々しいほどに学校を開き、人々を迎え入れる姿を目の当たりにして再認識させられた。まさに、その丁寧な地域社会との関係形成のうえに、2013年4月に開校することができた京都朝鮮初級学校（旧第一初級学校）の真髓がある。つまり、東九条地域でもそうだが、地域社会との関係形成を大事にしてきたという経験蓄積が再び新たにはじまったのである。

勤進橋児童公園の周辺において失われたコミュニティの喪失と中高級学校が60年近く立地していた銀閣寺エリアで始まりつつあるコミュニティの（再）形成状況を、もう一度議論と実践の遡上の乗せることが必須であるこ

とを感じている。機動戦(性)にすぐれたカウンター
の行動を、日常的なレベルで下支えするには、聞こえの良
い「多文化共生」という言葉に安易に委ねずに、また、ヘ
イト規制の制度化にも頼り切らずに、「地域の論理」を反
権力、反差別の方途へと鍛え上げていくような陣地戦
(性)こそが必要である。これは、従来の反差別の社会運
動の様々な功罪をも乗り超えていくものでなければなら
ないし、冒頭で言及した住民性と民族性の現代的節合へ
と発展させていくということをも意味している。

注

- 1) 2016年12月に成立した部落差別解消推進法に関する参議院法
務委員会の付帯決議には、「部落差別のない社会の実現に向け
ては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよ
う努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言
動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対
する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること」
と記されている(傍点は筆者)。
- 2) 2011年11月、「こるむ」を母体に、「朝鮮学校と民族教育の発展
をめざす会・京滋〈こっぼんおり〉」を結成した。「朝鮮学校を
支える会・京滋」の高齢化がその結成の要因であるが、筆者自
身は、クラシカルな支援運動のフォローをするつもりは全くな
く、恒常的な支援組織は裁判後に考えるべきことであると強く
感じていたのだが、成り行き上、設立に深く関わることになっ
てしまった。その際に「発展をめざす」というネーミングを提
案したが、その立場性に疑義が生じ、日本人はあくまで「支援」
に徹するべきという意見を頂いたが、結果的に「発展」が採用
され、現在に至る。
- 3) 2014年12月20日、関西社会学会第66回大会若手企画部会第三
回事前研究会における宋基燦の報告「朝鮮学校のドラマツル
ギー——言語、コミュニティ、アイデンティティ」にも示唆を
受けた。
- 4) 関西カウンターの歴史については、闇夜鴉「関西カウンターの
現場から」『情況』第4期3巻第3号、2014年を参照。
- 5) 現在、この点については、被害を受けた生徒が通う京都朝鮮中
高級学校と周辺の銀閣寺・大文字・哲学の道を始めた近隣
住民とのまちづくりの取組の中に再定位されつつある。
- 6) 中村一成による『ルポ京都朝鮮学校襲撃事件』への補足という
意味を込めて記しておきたい。
- 7) 東九条住民有志「東九条地域住民のみなさまへ」(ビラ、2010
年)。
- 8) 呼びかけ団体(2010年7月3日現在)は、オモニハッキョ・ケ
ナリ、京都コリアン生活センター・エルファ、希望の家カトリッ
ク保育園、きょうとユニオン、京都・東九条CANフォーラム、
全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部、地域福祉セ
ンター希望の家、東九条北河原建替推進委員会、東九条改善対
策委員会、民族民衆文化牌ハンマダ、東九条のぞみの園、日
本基督教団洛南教会、洛南幼稚園、である。取扱い団体は、「在
特会」の人権侵害から東九条を守る会、である。

9) この点は、しばしば川崎市やふれあい館と比較・交流してきた
東九条地域の歴史という文脈からしても、実に特徴的であった
点である。

参考文献

- 部落解放同盟奈良県連合会編 2015『「両側から超える」——部落差別
撤廃をめざして』一般財団法人奈良人権部落解放研究所
———2016『「両側から超える」をめぐる』
- 藤田敬一 1987『同和はこわい考——地対協を批判する』阿吽社
- 中村一成 2014『ルポ京都朝鮮学校襲撃事件——〈ヘイトクライム〉
に抗して』岩波書店
- 宋基燦 2010『「語られないもの」としての朝鮮学校——在日民族教育
とアイデンティティ・ポリティクス』岩波書店
- 山本崇記 2007『差別／被差別関係の論争史——現代(反)差別論を
切り開く地点』『コア・エシックス』3:363-374
- 2012『都市下層における住民の主体形成の論理と構造——
同和地区/スラムという分断にみる地域社会のリアリティ』『社
会学評論』63(1):2-18
- 2013『民族教育の拠点「ウリハッキョ」を取り戻す闘い』
『インパクション』192:161-162
- 2014『差別に抗する集団性と地域社会——京都朝鮮学校事
件裁判の〈総括〉のために』『PACE』9:18-25
- 2015『裁判において問われなかった二つのポイント——地
域社会と支援組織』『法学セミナー』60(7):54-56
- 闇夜鴉 2014『関西カウンターの現場から』『情況』3(3):87-91

Who are the people who support Korean schools in Japan: Focusing on the perspectives of ethnicity and resident status

Takanori YAMAMOTO

In this chapter, I would like to address Korean schools in Japan. Korean school is an ethnic educational institution for children of Koreans in Japan. In recent years, Korean schools have become the target of hate speech. Korean schools are also excluded from the high school graduation system. We will consider the position of Japanese who is majority of Japanese society (supporter of Korean school). First of all, what kind of purposeful consciousness and intention are they holding? Secondly, what kind of relationships and communication are established with the people of the Korean school? It is the purpose of this chapter to clarify these two points.

Keywords : Korean school, minority, majority, discrimination, hate speech